

## 所得税の確定申告・市県民税の申告に関するお知らせ

### ■平成 23 年分所得税の確定申告・市県民税の申告期間



市は、次のとおり申告相談・申告書の受付を行います。

**申告期間**／2月16日（木）～3月15日（木）平日の午前9時から午後4時まで  
**申告会場**／市民会館コミュニティセンター3階小ホール

※2月26日の日曜日に限り、閉庁時の申告受付を行います。仕事などの都合で、平日に申告できない方は、ご利用ください。それ以外の通常の土・日曜日は閉庁しておりますのでご注意ください。

### ■農業所得収支内訳書・医療費の明細書等の作成は事前をお願いします

農業所得の申告に当たっては、収入及び経費を伝票や領収書等に基づいて、全て実費で計算することになっています。申告相談会場は、大変混雑が予想されますので、「農業所得の収支内訳書」や医療費控除のための「医療費の明細書」等については、あらかじめ内訳書等に記載されている項目ごとに分類・集計してご持参ください。ご協力をお願いします。

### ■給与支払報告書を提出してください

給与支払者は、平成23年中の給与支払報告書を1月31日（火）までに、給与受給者の平成24年1月1日現在の住所地の市区町村へ提出してください。

給与支払報告書の提出が、eTAX（エルタックス：地方税の手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステム）で出来るようになりました。詳細は、eTAX ホームページ（<http://www.eltax.jp/>）をご覧ください。

【問合せ】 税務課税制担当 ☎④8712

### ■固定資産税に関する届出

償却資産（固定資産税）の申告は、1月20日（金）までをお願いします。

例年申告していただいている方は、12月中旬に送付している償却資産申告用紙で提出してください。平成23年中に新たに事業を始めた方で、申告用紙が届いていない場合は下記までご連絡ください。

問合せ／税務課資産税担当 ☎④ 8713

### ■納期内完納にご協力をお願いします

平成23年度市県民税（普通徴収）4期、国民健康保険税（普通徴収）7期の納期限は1月31日（火）です。

問合せ／税務課税制担当 ☎④ 8712

## 加西市国土利用計画(案)について意見募集

加西市は、「加西市国土利用計画(案)」を公表し、市民の皆様からのご意見（パブリックコメント）を右のとおり募集します。

同計画は、加西市の土地利用の基本方針となるもので、少子高齢化・人口減少への対応、持続可能な循環型社会形成などの現状課題を踏まえ、10年後の土地利用構想をまとめています。平成23年度中の策定を予定しています。

■意見募集期間／1月24日（火）まで

■資料閲覧場所

経営戦略室（市役所3階・平日）、各公民館、地域交流センター、図書館、市ホームページ

■意見提出方法

市ホームページ、又は閲覧場所にある「ご意見用紙」に、住所、氏名、連絡先、意見を記入のうえ、郵送、FAX、Eメールで下記まで送付してください。

【意見提出先】 〒675-2395（住所表記不要）経営戦略室 ☎④8700 FAX④1800 keiei@city.kasai.lg.jp

## 7月から外国人登録制度が変わります

7月に予定している入管法と住民基本台帳法の改正で、外国人の方は外国人登録が廃止され、次のような変更点が生じます。

### ■外国人住民の方にも住民票が作成されます

次の対象者に該当し、観光などの短期滞在者等を除き、適法に3か月を超えて在留する外国人で、住所を有する方には住民票が作成され、日本人と同一世帯の方は、住民票が一つになります。

【対象者】

- ・特別永住者（特別永住者証明書交付対象者）
- ・中长期在留者（在留カード交付対象者）
- ・出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者
- ・一時庇護許可者又は仮滞在許可者

※7月予定の改正法施行日に在留資格のない方（外国人登録法の在留期間や資格の変更を市役所へ届けていない方を含む）は、住民票を作成する対象者とならないため、住民票が発行できない場合があります。必要な方は、早めに所定の手続きを行なってください。

### ■対象者には仮住民票を送付します

5月に対象者へ仮住民票を送付する予定です。仮住民票は外国人登録原票を基に作成し、改正法施行日に住民票へ移行します。仮住民票が届いたら、その内容をご確認ください。

### ■在留資格等の変更手続きを簡素化

在留資格や在留期間の更新手続きは、入国管理局で許可を受けた後、さらに市役所にも届出が必要でしたが、入国管理局での手続きのみとなります。

【問合せ】 市民課 ☎④8720 FAX④8045 shimin@city.kasai.lg.jp

### ■転出の届出が必要になります

他の市町村に住所を移す場合、改正前は転入先の市役所に居住地変更登録を申請するだけでしたが、法改正後は、日本人と同様に転出届を提出し転出証明書の交付後、転入先の市役所に転入届を提出します。

※改正後、国外から転入する場合は、住民票に記載する情報の正確性確保のため、在留カード、特別永住者証明書の提示を求めます。

### ■外国人登録証明書がなくなります

法改正後もしばらくは現在の外国人登録証明書は有効ですが、次の通り順次切り替えていきます。

○特別永住者

現在の外国人登録証明書の有効期限まで有効。切替時に市役所で手続きを行い、特別永住者証明書に切り替えます。

○永住者

改正後3年以内に入国管理局で手続きを行い、在留カードに切り替えます。

○上記以外の方

改正後の在留期間の更新時、または在留資格の変更時に入国管理局で手続きを行い、在留カードに切り替えます。



※その他詳細は、総務省や法務省入国管理局のホームページをご覧ください。

## 加西市土地利用計画図変更(案)及び、特別指定区域追加指定(案)の縦覧

加西市は、市域内の土地利用の方針を示す「加西市土地利用計画」の土地利用計画図変更(案)と特別指定区域追加指定(案)の縦覧を次のとおり行います。

この度の変更案は、兵庫県の特別指定区域制度を活用し、市街化調整区域での土地利用の規制緩和を図るためのもので、昨年9月から10月にかけて皆さまからお寄せいただいた市域内での具体的な土地利用計画に基づき作成しました。

■縦覧期間

1月10日（火）～23日（月）まで。

■閲覧場所

都市開発部都市計画課（市役所5階・平日）、各公民館、地域交流センター

■意見提出方法

縦覧期間中に閲覧場所で所定の意見書を提出することができます。



【問合せ】 都市計画課 ☎④8753 FAX④1998 toshi@city.kasai.lg.jp